

<改正電子帳簿保存法とその対応について>

FPネットワーク神奈川会員 須藤 毅一

最近テレビCM等で「消費税のインボイス制度」と一緒に話題になっている「電子帳簿保存法」の改正についてどのようなものかご存知でしょうか？この改正は令和4年1月1日から施行されていたのですが、中小企業などの対応が間に合わないなどの理由でその後2年間で完全対応のための準備期間とされておりました。その期間がまもなく終了し、いよいよ令和6年1月1日より本格的な対応が求められることになっております。今回はその改正がそもそもどのようなものなのか、また、令和6年1月1日からどのような対応が必要となるのかについてご説明いたします。

■ 電子帳簿保存法改正の背景について

経理処理のデジタル化の流れにより、多くの法人や個人事業主が日々の取引について会計ソフトを利用して経理処理することが主流となりましたが、税務上これらの帳簿書類をデータとして保存するためには事前にその詳細な仕様や保存の方法などについて税務署へ届出て税務署長の承認を得ることが必要でした。この手続は非常に煩雑であったため事前届出をおこなう事業者の数は伸びず、届出を行わない場合はクラウドやサーバー、外付HDD、DVDなどのデジタル媒体を利用してデータとして保存することができていたとしても税務上の帳簿としては認められず、すべて出力して紙で保存しなければなりませんでした。

また、一方で日常の商取引が紙の請求書を用いずにインターネット上のホームページを利用したり、電子メールなどで請求書等を送付したりすることも多くなりました。これらについても税務上の書類としての要件を満たすためにはすべて出力し、紙で保存する必要がありました。

これではデジタル技術の有効活用ができず、帳簿保存のための場所も必要となってしまいますので効率が良いとは言えません。これらを解消するために従来の改正内容に加えて令和5年度の税制改正により税務上保存等が必要な「帳簿」や領収書・請求書・決算書などの「国税関係書類」を紙ではなく電子データでの保存を可能とする制度の見直しもおこなわれました。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

■「電子帳簿等保存制度」の3つの区分

電子帳簿等保存といっても1つではありません。次の3つに制度が区分されています。

① 電子帳簿等保存【要件緩和】

事前に税務署に届出をしなくても、会計ソフトで作成した会計帳簿等を紙で出力することなく電子データで保存することができるようになりました。これにより、従来の要件で税務署に届出を行い、その要件を満たした帳簿は「優良な電子帳簿」として申告所得税の青色申告特別控除 65 万円、過少申告が判明した際の過少申告加算税の 5%軽減といった特例を受けることができます。

② スキャナ保存【要件緩和】

取引先から受領した紙の領収書・請求書等を、その書類自体を保存する代わりにスマホやスキャナで読み取った画像データで保存することができます。従来はこの方法で保存する場合も税務署に事前に届出をして税務署長の承認を得る必要がありましたが、この届出および承認を得る必要がなくなりました。

③ 電子取引データ保存【要件強化】

申告所得税・法人税に関して帳簿等の保存義務がある者が領収書・請求書等に相当する電子データをやり取りした場合、紙で出力することなくその電子データ自体を保存しなければなりません。従来はこれらの電子データを紙で出力して保存することが認められていましたが令和6年1月1日以降はデータの改ざんを防止する観点から一切認められなくなります。

■令和6年1月1日以降の電子取引データ保存への対応

上記③の電子取引データの保存を電子データのまま、外付HDDやクラウド上やDVDなどのメディアに保存することになりますが(a)取引年月日、(b)取引金額、(c)取引先名でデータの検索ができるように保存する必要があります。多くの市販会計ソフトの有料サポートを受けている場合は保存要件を満たしたデータ保存ソフトの提供を受けることができますが、保存する際のファイル名に通し番号をふり、別途表計算ソフトでこれに対応する(a)(b)(c)の3要件の一覧表を作成して検索できるようにするか、または、データ保存の際のファイル名自体に上記3要件を入れて保存し、エクスプローラで検索できるようにする方法によれば無償で対応することが可能です。令和5年12月末までに対応するようにしましょう。詳しくは国税庁の電子帳簿保存制度特設サイトを参照してください。

[電子帳簿等保存制度特設サイト | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp